

京都市告示第 68 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 16 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松尾嵐山経67 号線	西京区嵐山宮ノ前町50番地の2地先から	旧	メートル 62.70	メートル 0.45
	同町49番地の1地先まで	新	62.70	4.20 ~ 5.60

(建設局土木管理部道路明示課)